

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	岐阜市地域包括支援センター岐北
所在地	〒501-1131 岐阜市黒野 176 番地 5
連絡先	TEL 058-234-3933 FAX 058-234-3930
サービス提供地域	岐阜市 黒野・網代・方県・西郷

2. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名 (包括支援センター業務と兼務・主任介護支援専門員)
- (2) 従業者 1名以上 (介護支援専門員、看護師、社会福祉士等)

3. 営業時間

平日・土曜日 午前8時30分～午後5時
ただし、日曜日・祝祭日・年末年始は休日とする。
※電話での受付は24時間対応しています。

4. 利用料及び利用者負担

利用料金は無料。利用者負担はありません。

5. その他

- (1) 秘密保持・・・利用者の許可なく、利用者及びその家族の知り得た情報などを他に漏らしません。
- (2) 事故発生時・・・職員の法律違反、不祥事発生時、その他報告が必要と認められる事故発生時、岐阜市へ報告し、必要な対応をします。
- (3) 計画の委託・・・指定介護予防支援の業務に関する知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者へ計画の立案・その後の支援全般を委託することができる。なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は当センターにあるため計画やサービス提供状況について確認や必要な対応を行います。

6. 当事業所のサービス方針等

介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、
①利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援する。
②利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。
③他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行う等の介護予防支援を行う。

7. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口	受付時間	電話番号	FAX 番号
当事業所 相談責任者 内山恵子	9:00～17:00	058-234-3933	052-234-3930
岐阜市役所 介護保険課	8:45～17:30	058-265-4141	058-267-6015
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	9:00～17:00	058-275-9826	058-275-7635